

建築物ねずみ昆虫等防除業

必要な機械器具等*1	従事するのに必要な資格等	その他の要件
照明器具	ねずみ昆虫等防除作業	作業に使用
調査用トラップ	監督者*2	する機械器
実体顕微鏡	従業者研修*3	具等の維持
毒じ皿		管理方法が
毒じ箱		厚生労働省
捕捉器		告示第11
噴霧器		7号に適合
散粉器		している
真空掃除機		
防毒マスク		
消火器		
機械器具等、薬剤が適切に保管できる保管庫		

- * 1 機械器具等は事業登録期間中は当該事業登録専用とし、営業所に保管しなければなりません。
使用する機械器具等の点検状況等を記録する機器管理台帳を備え置く必要があります。
- * 2 ねずみ昆虫等防除作業監督者は他の登録営業所の同監督者、他の登録業種の有資格者、ビル管理技術者との兼任はできません。
- * 3 作業に従事するすべての者は1年に一回以上の研修を受けなければなりません。